

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月7日認可した。

令和4年11月18日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
金倉川西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）金倉川西地区
町畑地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）町畑地区